

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)について

## 【1】経緯

- **こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期**であり、**社会全体にとっても極めて重要な時期**。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「**こどもの育ち**」**そのものの質**にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む**こどもの置かれた環境等**にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、**社会の認識を転換させていくことが必要**。
- こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）において、**幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称※当時）」**を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされている。

## 【2】検討状況（論点整理は別紙参照）

- こども家庭庁準備室の下に設置した「「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会」の報告（令和5年3月30日）において、**基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理がなされた。（概要は別紙のとおり）**
- 令和5年4月21日に内閣総理大臣からこども家庭審議会に対してなされた諮問「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」を受け、**今後、幼児期までのこどもの育ち部会を中心に、こども大綱の検討と十分連携を図りながら基本的な指針（仮称）の策定に向け、具体的な事項の検討**をしていく予定。

小倉大臣による解説動画  
(4分弱)はこちら↓



## 【3】検討スケジュール

令和4年度

有識者懇談会による検討  
(3月に論点整理とりまとめ)

こども家庭庁  
発足

669

こども家庭審議会  
幼児期までのこどもの育ち部会  
の下で具体的な事項の検討

令和5年度

閣議決定

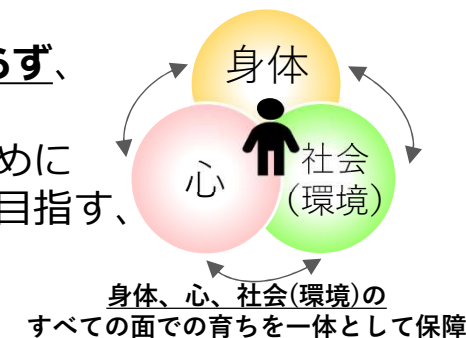
指針の推進

こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、  
**人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。**

だからこそ、指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人**と共有し、こども本人と社会全体の双方にとって重要なこどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

### 指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず**、  
こどもの誕生前から幼児期までを**切れ目なく**、  
**こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築する**ために  
すべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、  
次代の社会を担う**すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって**  
**幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現**を目的とする。



### すべての人で共有したい理念

**すべてのこどもが一人一人個人として、  
その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている**

すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、  
いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人  
の多様性が尊重されている。

**すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、  
育ちの質が保障されている**

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、  
すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、こども同士  
つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの  
質が保障されている。

**こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、  
主体性が大事にされている**

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達のプロ  
程度に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声が聴かれ、思い  
や願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据  
え「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

**子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、  
それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える**

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、こども同士つな  
がり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・養育者が、  
子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられてい  
るからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社  
会もそれを一緒に喜び合える。

## 乳幼児期のこどもは

### 安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心できる。

### 満たされたい

「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来てくる。



### 関わってみたい

こども同士や関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。

多様な人や社会(環境)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく。



### 遊びたい

身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊ぶ。自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。

### 認められたい

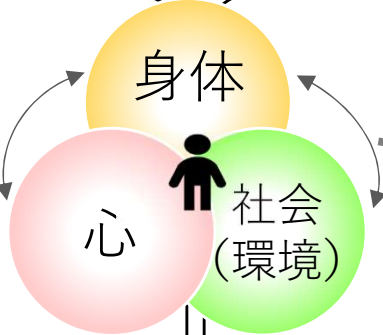
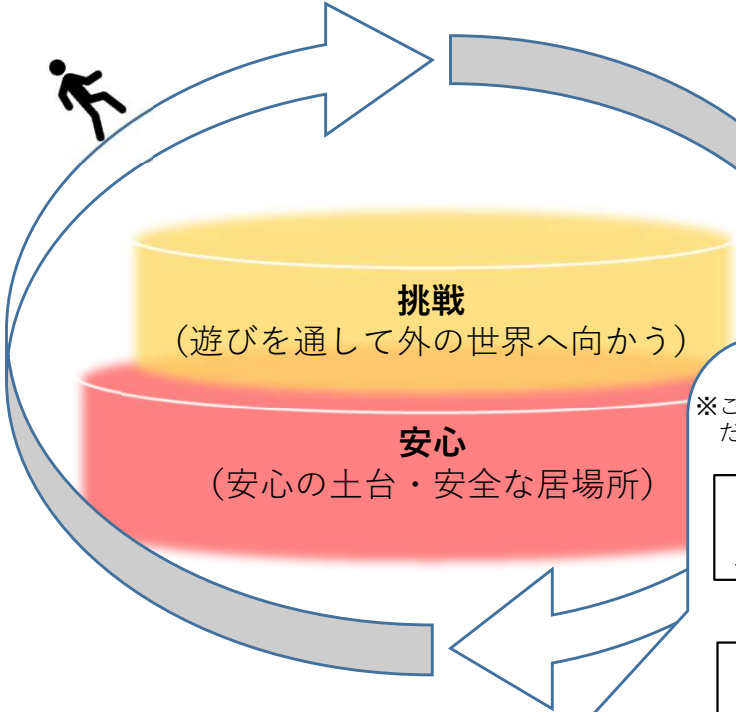
周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。

乳幼児期のこどもの育ちは、心身の発達を<sup>671</sup>図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎である。

# こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

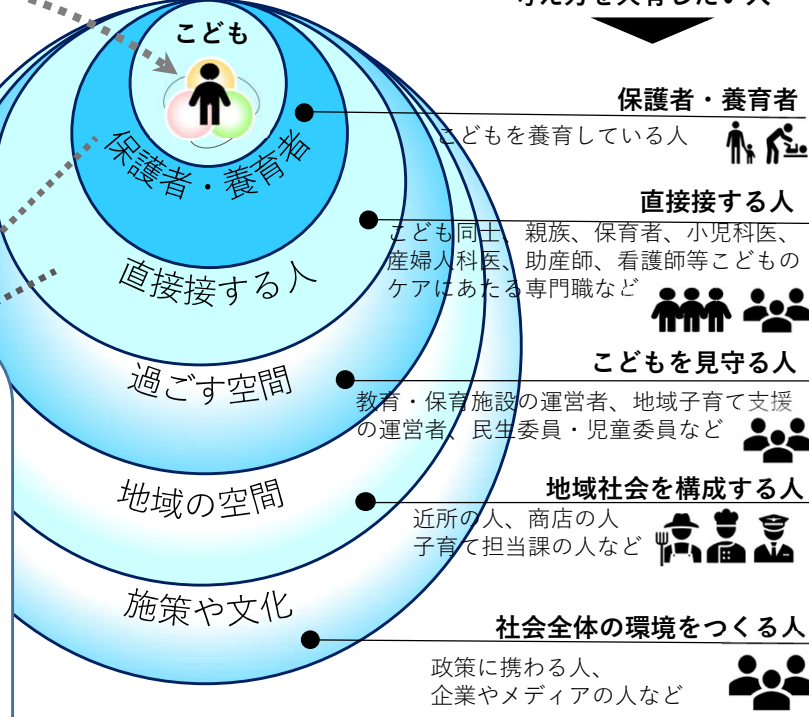
こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

## 発達の鍵となる 安心と挑戦の循環



## それぞれのこどもから見た 「こどもまんなかチャート」の視点

こどもの育ちを支えるために  
考え方を共有したい人



**こどもの育ちに必要な愛着**  
 ※こどもとの愛着関係の対象として、保護者・養育者も重要だが、こどもと直接接する人も築くことができる。

こどもが怖くて不安なときに身近な大人がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで、**安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台**のこと。

これがもたらす自分や社会への基本的信頼感が、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

- これまで、乳幼児期の愛着（アタッチメント）の正しい理解やその育ちのプロセスにおける重要性に関し、すべての人と分かりやすく共有できていなかった。
- 乳幼児期に**安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、すべての人と分かりやすく共有**することで、すべての人の関わりが、より良いこどもの育ちへつながり、こどもの発達を保障していく。

- これまで、こどもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、こどもの誕生前から幼児期まで、すべての人が具体的にどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となりうるのかが見える化できていなかった。
- 「こどもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、**すべての人が当事者**となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下で**こどもの育ちを保障**していく。

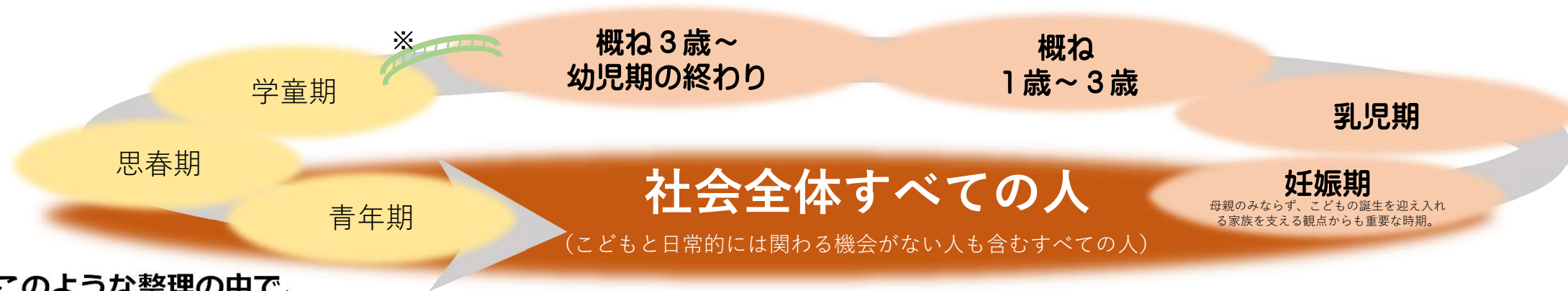
## 「誰に何を共有したいか」の整理の方向性について

### 【指針の具体的事項の整理方針】

子どもにとってどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、

- ① 妊娠期
- ② 乳児期
- ③ 概ね1歳～3歳
- ④ 概ね3歳～幼児期の終わり

ごとにわけて整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、子どもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有。あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。



このような整理の中で、

- 身体・心・社会（環境）の視点を共有
- 安心と挑戦の循環（愛着）による育ちのプロセスを共有
- 「こどもまんなかチャート」を参考に（保護者・養育者／直接接する人／子どもを見守る人／地域社会を構成する人／社会全体の環境をつくる人など）誰に何を共有したいかを整理した、具体的事項を示す。

### 指針の考え方の実現に向けた政策課題への対応

⇒こども大綱等と十分に連携を図りつつ、「基本的な指針の考え方の実現に向けた政策課題として懇談会の議論の中で出された主な意見」も参考に更なる検討を進める。— 673 —

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定及びその実施に向けた検討論点案

## 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告で示された論点整理(2023.3.30)のポイント

目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福(Well-being)な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

- ▷視点：こどもの育ちそのものへ着目、施設類型を越え、日常的にこどもと関わらない人を含め対象
- ▷考え方の柱：身体・心・社会(環境)の3つの視点を一体的に／安心と挑戦の循環(愛着が鍵)／こどもまんなかチャートの視点
- ▷具体化の方向性：育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に、誰と何を共有したいかを具体化。施策はこども大綱と連携。

## こども家庭審議会諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」(2023.4.21)【抄】

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

## 「幼児期までのこどもの育ち部会」における具体的検討事項

### 基本的な指針の対象となる主たる範囲と検討における留意点

- ▷こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく対象。
- ▷妊娠以前や、小学校就学以降の育ちとの接続に留意。
- ▷名称も、こどもの育ちに着目したものとすることに留意。
- ▷大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方について示す。なお、恒常的な指針を目指す、必要に応じて見直しも想定。
- ▷こども大綱(今後5年間をメドに、学童期以降も含めより広くこども施策に関する基本的方針や重要事項等を定める)との連携に留意。

### 検討事項の論点案

#### 1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

- ▷論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。
- ▷心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。
- ▷こども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

#### 2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

- ▷基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的なこどもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・各幼児教育・保育施設において、こどもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。
- ▷保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。

# 福祉サービス第三者評価事業の概要

## 目的

- 福祉サービス第三者評価事業（※）は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とするもの。  
（※）福祉サービスの質の向上を図るため、保育所をはじめとする福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行う事業。

## 評価基準

- 具体的な第三者評価は
  - ① 保育所のみならず、すべての福祉施設・事業所（以下、「社会福祉事業」という）に共通する項目「共通評価基準ガイドライン」（平成17年策定、平成30年最終改訂）
  - ② 社会福祉事業の種別（保育所、児童館、高齢者福祉サービス等）の特性や専門性を踏まえ、各社会福祉事業ごとに策定されている「内容評価基準ガイドライン」（平成17年策定、令和2年最終改訂）に基づき実施。

## ※福祉サービス第三者評価に関する法令上の位置付け

- 保育をはじめとする社会福祉事業（※）の経営者は、自らその提供するサービスの質を評価することその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第78条）  
（※）社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
  - ① 第一種社会福祉事業・・・婦人保護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
  - ② 第二種社会福祉事業・・・障害福祉サービス事業、児童厚生施設（児童館）、保育所等を経営する事業
- 保育所等（※）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項）  
（※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

# 「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について」 (令和5年5月12日付 事務連絡) より抜粋

## 3. 保育内容の評価の活用について

- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、こどもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか等、保育士・保育教諭同士で率直に話すことができる場を設ける等により、全職員がこどもの人権・人格を尊重する保育を行うための意識を共有することも重要な取組である。
- こうしたことから、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」を踏まえつつ、保育内容等に関する自己評価を行うことが重要である。その際、保育内容等の評価に当たっては、「保育士等の職員個人による自己評価」とそれを踏まえた「保育所が組織として実施する自己評価」が基本となる。
- また、これらの自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要である。より客観的な評価につながるものであり、第三者評価を受ける前の自己評価に職員一人一人が主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性が高められることや、第三者評価結果を保護者へ報告することによって協働体制を構築すること等の意義が認められる。第三者評価、指導監査それぞれに新たな気づきがあり、現状や課題を把握する上で補い合っているといた指摘もなされている。
- 上記の取組を通じて、保育の質の向上に向けて、様々な立場の人が保育内容等やそれにつながる取組に関与・参画する機会を互いに関連付けながら展開し、保育所等における取組全体の充実を図っていくことが重要である。



「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」  
「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」  
(児童福祉法施行令関係)

第211国会で成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(刑法等一部改正法)及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(撮影新法)により新たに定められる罰金刑を、保育士の欠格事由等に追加するため、児童福祉法施行令(児福法施行令)を改正する。

## I. 現行制度(児福法)

### 1. 保育士の欠格事由

○児福法では、下記等を規定(第18条の5)

- ①禁錮以上の刑に処せられた者(同条第2号)
- ②この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられた者(同条第3号)

○これを受けて児福法施行令では、罰金刑を定める、児童ポルノ法等の個別の条項を列挙(第4条)。

### 2. 保育士登録の必要的取消事由

児福法及び児福法施行令では、下記等を規定。

- ①児福法第18条の5各号のいずれかに該当するに至った場合(児福法第18条の19第1項第1号)  
→ 児福法施行令第4条に列挙する各条項により罰金刑に処せられた者等
- ②(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する)児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合(同3号)

※上記②は執行が終わってから3年を経過しない者が該当

## II. 児福法施行令第4条の改正

刑法等一部改正法及び撮影新法で新設される、以下の行為を罰する規定について保育士の欠格事由等に追加する。

16歳未満の者に対し、

- ①わいせつの目的で、aからcまでのいずれかの手段を用いて面会を要求  
a 威迫・偽計・誘惑 / b 反復 / c 利益供与又はその申込み
- ②①の結果、わいせつの目的で面会
- ③性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをしてその映像を送信することを要求  
(刑法等一部改正法による改正後の新第182条)

- ①正当な理由がないのに16歳未満の者の性的姿態等を撮影
- ②a ①の撮影又は⑤の記録による性的姿態等の画像(性的影像記録)を提供  
b 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列
- ③②をする目的で、性的影像記録を保管
- ④不特定・多数の者に、正当な理由がないのに16歳未満の者の性的姿態等の影像を送信(ライブストリーミング)
- ⑤④により影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録  
(撮影新法第2条～第6条)

※児福法施行令第4条の改正に関する内容のみ記載。刑法等一部改正法のうち強制性交等罪・強制わいせつ罪の要件の改正等に係る不同意性交等罪等は、禁錮以上の刑に関するものであり、児福法施行令第4条の改正にかかわらず、欠格事由に該当

## III. 施行日

令和5年7月13日

# 令和5年度 保育実践充実推進のための 中央セミナー

令和5年  
12/6(水)  
7(木)  
2日間

このたび、こども家庭庁成育局成育基盤企画課では、全国の自治体で保育所等への保育内容の指導・支援を担当されている方などを対象に、標記セミナーを開催します。本セミナーは令和2年度からスタートし今回で4回目となり、毎回充実したプログラムにより満足度も高く大変好評を博しております。

本年度も地域において保育実践のさらなる充実に向けた取組を推進していくことに役立てていただけるよう、国の保育施策に関する最近の動向をお伝えするとともに、学識経験者等による講演や事例の紹介等をもとに、各地の様々な実情や取組について、参加者間で意見や情報の交換を行っていただくことを予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

## 開催方法

**参集型(会場:東京都新宿区を予定)と  
ZOOMによるライブ配信(ハイブリッド開催)**

※参加者ごとに希望の参加方法を選択できます。(今後の状況によって変更する場合があります)  
また、後日オンデマンド配信を予定しています。

## 対象者

**地域において現場への保育内容に関する指導・支援を担当する者**

- 自治体(都道府県・市区町村)の保育指導職 等
- ※但し、参加者の中に、教育委員会担当者、管下市区町村担当者、地域における保育実践の質の確保・向上に関する取組を中核的に担っている保育所施設長、指定保育士養成施設の教員等が含まれていても差し支えありません。

## 参加申し込み

**都道府県・市区町村の推薦による**

※募集人数・参加登録方法等については本年秋頃に別途ご案内いたします。

## プログラム内容(予定)

### 分科会共通テーマ(予定)

## 「保育におけるこどもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」

|             |    |  |   |
|-------------|----|--|---|
| 1日目<br>(6日) | 午前 | [全体会] 聴講型                                  | 開会・行政説明(こども家庭庁)   |
|             | 午後 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基調講演</li> <li>分科会(ア) 保育の振り返りを通じた実践の向上(保育内容等の自己評価)</li> <li>分科会(イ) 開かれた組織づくり</li> </ul> |
| 2日目<br>(7日) | 午前 | [分科会] 参加型<br>※申し込み状況を踏まえ、事務局にて参加分科会を決定します。 | 分科会(ウ) 地域内の現場同士の学びあいの体制づくり  |
|             | 午後 |  | 分科会(エ) こどもの姿の共有を通じた家庭との連携と子育て支援   |
|             |    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省・こども家庭庁 合同シンポジウム</li> </ul>   |
|             |    | [全体会] 聴講型                                  |   |

## 令和5年度 保育実践充実推進のための中央セミナー 目的と3つのポイント

本セミナーは、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月）において、保育の質の確保・向上に向けて「地域の取組と全国的な取組の連動」「関係者間で情報共有や意見交換を行う場・機会をつくること」の重要性が示されたことなどを踏まえ、令和2年度より開催されています。

POINT  
**1**

情報を得る・  
理解を深める



保育所保育について、参加者がさらに理解を深めることに資するよう、最近の保育施策や保育をめぐる様々な課題に関する専門的知見等を説明・解説します。

POINT  
**2**

現状を把握し、  
さらなる充実の  
ための参考にする



各参加者が自分の地域の現状や強み・課題を改めて振り返り、現場への指導・支援や研修等をより充実させていくためのアイデアや手がかりを得られるよう、各地の多様な取組の事例について、経緯や継続のコツに焦点をあてて紹介します。

POINT  
**3**

ネットワークを  
つくる・広げる



全国の様々な地域の間で保育実践の質向上に係る情報の交換・共有を図るとともに、地域の関係者間で保育実践について語り合うことのできる機会や場をつくっていくことに活かせるよう、参加者間でのグループ別協議の時間を設けます。

### 昨年度参加者の声（参加アンケート自由記述より）

これまで現場勤務でしたが、行政に異動してから改めて**情報収集の重要性**を痛感しております。**大変充実した研修**を受講させていただきました。できることならば、直接お会いしてお話できたらとも思いました。

セミナーの内容はどれも興味深く、**園の先生方にも学んでほしい**と思うことがたくさんありましたし、**自分自身の学びも深まりました。**

全国的な研修会はなかなか参加が難しいが、**オンラインによりハードルが下がり、参加できて大変有難い。**地域格差をなくすためには是非続けて開催してほしい。

**全国の保育に携わる方々との交流が持てたことは、大変刺激になり、振り返るいい機会になりました。**

セミナー事務局からの連絡や対応が丁寧で、**安心して参加することができました。**

**オンライン研修は参加しやすい**が、ズーム等に慣れていない現場の職員は準備や当日の参加に不安があった。今回は、分科会、全体会への移行を本部で振り分けていただけたので**初心者でも対応しやすく、よかった。**

主催：こども家庭庁

運営（お問合せ）：中央セミナー事務局（株式会社協和企画内 BBプロモーション）

hoiku2023@bbpro.co.jp TEL：03-3595-0679（平日9:30～12:00、13:00～17:00）